

西ヶ原まちづくりニュース



第51号 令和4年9月
発行：北区防災まちづくり担当課

※このニュースの内容は防災まちづくり事業を実施しているエリアを含む、町会・自治会を主な対象としています

第46回まちづくり協議会 開催のご案内

日時 令和4年10月6日(木)

19時～20時頃

場所 滝野川東区民センター

3階 ふれあい館第1ホールA・B

まちづくり協議会は、どなたでもご参加いただけます！
みなさまのご参加をお待ちしております！！

[協議会テーマ]

1. これまでの振り返り
2. 事業の報告等
3. 今後の協議会活動について
4. その他



《新型コロナウイルス感染症対策の徹底について》

- 感染予防のため、マスクを必ず着用したうえでお願いします。
- 発熱や咳など、風邪の症状がある場合は参加をご遠慮ください。
- 感染症対策のため、検温や消毒、連絡先などの確認にご協力をお願いします。

密集事業の進捗

道路事業の進捗は、令和3年度時点で防災生活道路3号線は約52%、同4号線は約12%となっています。

不燃化建築助成（地区防災不燃化促進事業）では、平均で200万円/1件の実績があります。

滝野川消防団第3分団本部の建築について

西ヶ原みんなの公園内において、東京消防庁が消防団小屋建築計画に着手します。

公園指定管理制度を導入しています

北区では、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公共施設の管理に、民間企業や団体に管理運営を代行させる「指定管理者制度」を導入しています。

西ヶ原地区では、令和4年4月から「西ヶ原みんなの公園」、「西ヶ原公園」、「谷戸さんさん児童遊園」で指定管理制度を導入しています。

指定管理者には、「松栄パークグループ」を選定しています。

防災生活道路3号線, 4号線の道路整備

防災生活道路3号線、4号線は、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を可能とする防災上重要な道路として「防災生活道路」として位置付けられています。

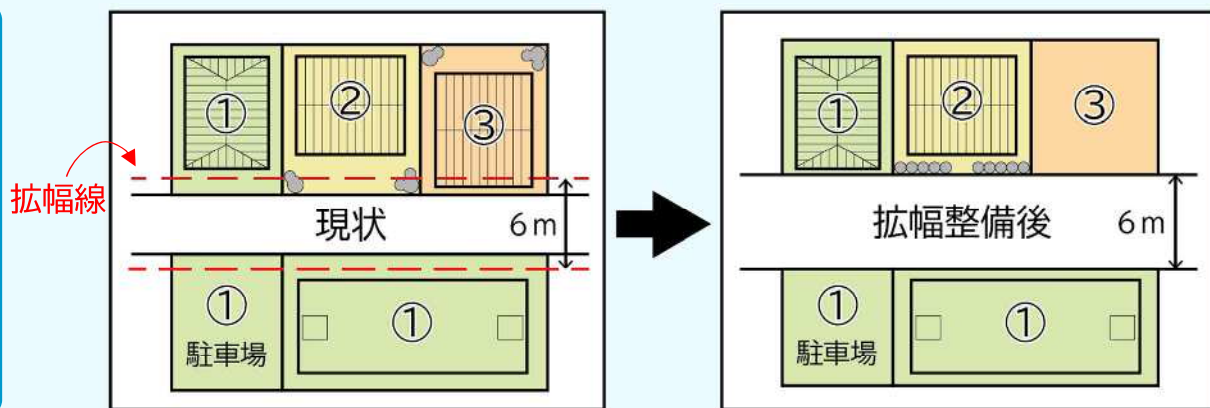
今後は、災害時の消防活動や避難に有効な幅員6mへの拡幅整備を進めていきます。

当事業の事業期間内に道路拡幅にご協力いただける場合は、区が建物・門・塀などの補償をします。

ぜひご検討ください。



拡幅イメージ



補償内容

① 敷地前面の空地や駐車場等に拡幅線がかかる場合

- 拡幅用地を区が買収します。

② 門や塀が拡幅線にかかる場合

- 拡幅用地を区が買収します。
- 門、塀などの補償をします。
- 生垣にする場合は、生垣造成助成も活用できます。

③ 建物が拡幅線にかかる場合

- 拡幅用地を区が買収します。
- 既存建物に関して右の補償が行われます。

- ・建物補償（建築年次、構造等により差異が生じます）
- ・移転補償（仮住居、動産移転等）
- ・営業補償（休業、廃業等）
- ・その他の補償



具体的な土地代金・補償額に関しましては、個別の鑑定・調査等により決定します。

連絡先

東京都北区まちづくり部 防災まちづくり担当課

TEL : 03-3908-9162 FAX : 03-3908-2244

メールアドレス : bomachi-ka@city.kita.lg.jp

“西ヶ原地区のまちづくり”
HPはこちら

